

農業委員会からのお知らせ

【農地管理推進月間】

6月と8月を「農地管理推進月間」として、農地管理パトロールを実施します。農地をお持ちの方は日ごろより雑草の除去など、管理をお願いします。

【農地転用について】

農地を宅地や駐車場などの農地以外のものにする際には、農地法の許可または届け出が必要になります。農地転用をお考えの方や、農地に関する場合は、農業委員会までご相談ください。

問合せ 農業委員会事務局

(産業課)

☎557-7630

瑞穂町産農産物の放射性物質検査の結果

5月15日にダイコンの放射性物質検査を行いました。基準値を下回るものでした。詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

問合せ 産業課

☎557-7630

創業支援セミナー 「ミニブルーム交流カフェ」参加者募集

創業を目指す方のためのセミナーおよび参加者同士の交流会です。

日時 7月4日(水)
午後2時～4時30分

場所 耕心館

内容

▼第1部 講演会
創業の先輩から学ぶ「東京に住みながら、毎日のテーブルに朝どれ野菜を。」コミュニティビジネスで地域を元気に！」

講師 株式会社エマリ

代表取締役

菱沼 勇介さん

費用 無料

定員 20名

申込み インターネットより

※交流会参加の方は500円受け付けます

問合せ たましん事業支援センター(ウィンセンタール)

☎0120(778)265

ホームページ <http://www.bloom-c.biz>

新米パパ・ママの 応急手当講習会

日時 6月9日(土)

▼第1回 午前9時30分～10時30分

▼第2回 午前11時～正午

※毎月第2土曜日に開催しています。

場所 立川防災館(立川市)

※休館日は毎週木曜日・第3金曜日(祝日の場合は直後の平日)

対象 1歳未満の初めての

お子さんを持つ保護者

費用 各回10組

内容 無料

赤ちゃんの病気やけ

がに対する応急手

当、心肺蘇生 など

申込み・問合せ

6月1日(金)午前9時

から立川防災館へ

☎521-1119



6月5日～6月11日 危険物安全週間

平成24年度東京消防庁危険物安全標語

「危険物 正しく使って 事故防止」

(葛飾区在学 岡本 怜子さんの作品)

ガソリン、灯油等の燃料、危険物含有したスプレー缶やアロマオイルなどは、私たちの生活に欠かせないものとなっていますが、その危険性を意識せずに使用したことによる火災が毎年発生しています。また、ドライバーの皆さんが自分で給油するセルフ式ガソリンスタンドが増え、身近な存在となつていますが、ガソリンや軽油はその取り扱い方法を誤ると大きな事故につながります。

次の事項に十分注意して安全な給油作業を心がけましょう。
 ○白線などで示された場所に停止し、必ずエンジンを停止しな

う。
 ○給油キャップを開ける前に、静電気除去シートや車の金属部分に触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

○給油ノズルは、給油口の奥まで差し込み、レバーをしっかり握って給油を行いましょ

う。
 ○自動車等の燃料タンクが満タンになると、オートストップ(満量停止装置)が作動し給油は自動的に停止します。オートストップ作動後の注ぎ足し給油は、ガソリン等の燃料が給油口の外に吹きこぼれることがあり危険ですので、注ぎ足し給油はやめま

しょう。
 ○給油キャップを閉め忘れたまま走行すると、給油口からガソリン等の燃料やその可燃性の蒸気が漏れるおそれがあり危険です。給油が終わったら給油キャップの置き忘れに注意しましょう。

問合せ 福生消防署 ☎552-0119

「高齢者集合住宅生活協力員」募集

都営住宅内高齢者住宅入居者の安心な生活を支援するため、生活協力員を募集します。生活協力員は、同都営住宅内に入居し、入居者の安否確認や緊急時の対応などの業務をしていただきます。申し込みには、収入による制限がありますので、ご応募の際ご確認ください。

○募集人員(戸数)

1名(戸数 1戸 場所 むさし野1-5)

○申込用紙の配布期間・場所

6月1日(金)～22日(金) 午前9時～午後5時(土・日曜日は除きます) 高齢課の窓口で配布しています。

○申込方法

6月11日(月)～22日(金) 午前9時～午後5時(土・日曜日は除きます) 高齢課の窓口で受け付けます。郵送の場合は6月27日(水)必着(22日(金)までの消印有効)

あて先 〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町 福祉部 高齢課 高齢係

○資格

- ▶申込者本人が東京都内にお住まいで、20歳以上50歳未満の心身が健康である方。
- ▶申込者を含む世帯が**特定公共賃貸住宅申込資格(※)**を有すること。
- ▶高齢者福祉に理解があること。
- ▶入居者の生活支援に熱意があること。
- ▶委託契約時に無職で、特定公共賃貸住宅に入居し、在宅業務に専念できること。

○業務委託等

- ▶生活協力員は、町と業務の委託契約をしていただきます。業務委託料は予算の範囲内とします。
- ▶特定公共賃貸住宅使用料(公益費を除く、家賃の半額)を助成します。

業務内容

- 入居者の安否の確認 ●緊急時の対応
- 疾病に対する一時的な介助 ●日常生活の相談
- 情報提供 ●関係機関との連絡
- 生活相談室および団らん室の管理
- その他入居者の安心な生活の支援に関すること

【※特定公共賃貸住宅申込資格は、以下の①～⑥のとおりです】

- ①東京都内に居住する成年者で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること(外国人については、在留資格が確認できること)。
- ②同居親族がいること。
- ③住宅に困っていること。
- ④世帯の所得が所得基準内であること(下表参照)。

家族数	所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円

- ⑤申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

問合せ 高齢課 ☎557-7623

暮らしの情報 ご注意ください スマートフォンを狙った 架空請求が増えています

【事例1】

スマートフォンのパナー広告からアダルトサイトにアクセスした。動画を見るためのアプリをダウンロードしたら料金請求画面が消えなくなった。料金についての確認画面はなく、有料とは気がつかなかった。

【事例2】

無料と思ってスマートフォンでアダルトサイトの動画をみるためアプリをダウンロードしたら、有料登録になった。携帯電話番号、メールアドレス、現在地情報が表示された上、料金を請求する画面が消えない。

動画を見るためのアプリによっては、事業者が個人情報自動的に送信してしまう恐れのあるものがあります。アプリの入手は慎重に行うとともに、ウイルス対策ソフトを利用するなどの対策を行うことが必要です。

○執拗な料金請求があっても絶対に支払わず、事業者からの連絡も無視しましょう

○執拗な請求などに対しては、必要に応じて電話の受信・着信拒否機能を利用し、メールアドレスの変更を行います

○請求画面等が表示されない場合は、アプリを削除することにより対応できるケースがあります

一人で悩まず、おかしいなと思ったら、すぐに相談窓口にご相談ください。

問合せ 瑞穂町消費生活相談窓口 ☎557-7633

(毎週火・金曜日 午前9時～午後4時)

※正午から午後1時まででは除きます。